

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年条例第七十四号) 新旧対照表【第七条関係】

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第十一條 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第三十三条の十第一項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第十一條 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法 <u>第三十三条の十各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(入所者及び職員の健康診断)	(入所者及び職員の健康診断)
第十五条 [略]	第十五条 [略]
2 児童福祉施設の長は、児童相談所等における児童の入所前の健康診断、 <u>児童</u> が通学する学校における健康診断 <u>又は乳児若しくは幼児</u> （以下「乳幼児」という。）に対する健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。）（以下この項において「健康診断等」という。）の結果を把握している場合であって、 <u>当該健康診断等</u> の全部又は一部が、前項に規定する健康診断の全部又は一部に相当するものであると認められるときは、同項に規定する健康診断の全部又は一部を行わないことができる。	2 児童福祉施設の長は、児童相談所等における児童の入所前の健康診断 <u>又は児童</u> が通学する学校における健康診断 <u>の結果</u>
3・4 [略]	3・4 [略]
(母子生活支援施設の職員)	(母子生活支援施設の職員)
第二十五条 [略]	第二十五条 [略]
2 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一 法第十三条第三項第一号の児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	一 法第十三条第三項第一号の児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
二 保育士の資格を有する者	二 保育士の資格を有する者

改正後	改正前
<p>三 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>四 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>五 <u>児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（次条第一項第三号において「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者</u></p>	<p>三 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>四 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(新設)</p>
<p>六 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>3～6 〔略〕 (母子生活支援施設の長の資格等)</p>	<p>五 学校教育法第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>3～6 〔略〕 (母子生活支援施設の長の資格等)</p>
<p>第二十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。</p> <p>一 精神保健又は小児保健に関する学識経験を有する医師</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>四 母子生活支援施設の職員として三年以</p>	<p>第二十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。</p> <p>一 精神保健又は小児保健に関する学識経験を有する医師</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(新設)</p> <p>三 母子生活支援施設の職員として三年以</p>

改正後	改正前
<p>上勤務した者</p> <p>五 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの、又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 [略]</p>	<p>上勤務した者</p> <p>四 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの、又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、相談援助業務（法第十三条第三項第二号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 [略]</p>